【3】 諍事の調停法 - - 七滅諍法

[0] 以上のように律蔵では単なるトラブルを含めて紛争すなわち諍事には、筆者の用語をもって言えば「諍論諍事」「告発諍事」「犯罪諍事」「羯磨諍事」の4種類があるとされている。しからば「律蔵」は、この紛争をいかなる方法で解決し、鎮めるべきであるとしているのであろうか。この方法には7種類があるとされ、それぞれの上記の4種類の諍事に対応して説かれている。

以下にはこれを調査・考察してみよう。

[1] 紛争を解決する方法の7種類は以下の通りである。『パーリ律』では 'sammukhāvinaya' 'sativinaya' 'amūļhavinaya' 'paṭiññā' 'yebhuyyasikā' 'tassapāpiyyasikā' 'tiṇavatthāraka'であって、「南伝大蔵経」ではそれぞれ「現前毘尼」「憶念毘尼」「不癡毘尼」「自言治」「多人語」「覓罪相」「如草覆地」と訳されている。ちなみにこの7種類はパーリでは'satta adhikaraṇasamathā dhammā'であり、「南伝大蔵経」も含めて、『四分律』『五分律』『十誦律』『僧祇律』『根本有部律』のすべてが「七滅諍法」と訳している。

[1-1] この『パーリ律』の用語と他の漢訳律との訳語を対応させると次のようになる。 そして本稿で用いる用語も併せてあげておく。順序は『パーリ律』にしたがったものであって、他の漢訳律は⑤と⑥の順序が逆転して示されるのが普通である。

なお以下を見られれば一目瞭然であるが、『パーリ律』『四分律』『五分律』は前3者には 'vinaya'という語が付されているが、後4者にはこれが付されていない。しかし『十誦律』『僧祇律』『根本有部律』はすべてに「比尼」あるいは「毘尼」「毘奈耶」という語を付している。『パーリ律』『四分律』『五分律』がそろってこのような用語法を用いるのであるから、何らかの理由を有するのであろうが、今のところ筆者にはこれを理解できない。しかし滅諍法の名称であることを明確に示すために、本稿ではすべての滅諍法に「ヴィナヤ」を付して呼ぶことにする。

①『パーリ律』: sammukhāvinaya

『四分律』:現前毘尼

『五分律』:現前比尼

『十誦律』:現前比尼

『僧祇律』:現前毘尼⑴

『根本有部律』:現前毘奈耶

『根本有部律律摂』:現前毘奈耶

『根本薩婆多部律摂』:現前毘奈耶

南伝大蔵経:現前毘尼

本稿では「現前ヴィナヤ」という用語を用いる。

②『パーリ律』: sativinaya

『四分律』:憶念毘尼

『五分律』:憶念比尼

『十誦律』:憶念比尼 『僧祇律』:憶念比尼

『根本有部律』:憶念毘奈耶

『根本有部律律摂』:憶念毘奈耶

南伝大蔵経:憶念毘尼

本稿では「憶念ヴィナヤ」という用語を用いる。

③『パーリ律』: amūļhavinaya

『四分律』:不癡毘尼

『五分律』:不癡比尼

『十誦律』:不癡比尼

『僧祇律』:不癡比尼

『根本有部律』:不癡毘奈耶

『根本有部律律摂』:不癡毘奈耶

南伝大蔵経:不癡毘尼

本稿では「不癡ヴィナヤ」という用語を用いる。

④ 『パーリ律』: patiññā

『四分律』:自言治

『五分律』:自言

『十誦律』:自言比尼

『僧祇律』:自言比尼

『根本有部律』:自言毘奈耶

『根本有部律律摂』:自言毘奈耶

南伝大蔵経:自言治

本稿では「自言治ヴィナヤ」という用語を用いる。

⑤『パーリ律』: yebhuyyasikā

『四分律』:多人覓罪

『五分律』:多人語

『十誦律』:多覓比尼

『僧祇律』:多覓比尼

『根本有部律』:多人語毘奈耶

『根本有部律律摂』:多人語毘奈耶

南伝大蔵経:多覓毘尼

本稿では「多人語ヴィナヤ」という用語を用いる。

⑥ 『パーリ律』: tassapāpiyyasikā

『四分律』: 覓罪相

『五分律』:本言治

『十誦律』:実覓比尼

『僧祇律』: 覓罪相比尼

『根本有部律』: 求罪自性毘奈耶

『根本有部律律摂』: 求罪自性毘奈耶

南伝大蔵経:覓罪相

本稿では「覓罪相ヴィナヤ」という用語を用いる。

⑦ 『パーリ律』: tinavatthāraka

『四分律』:如草覆地

『五分律』:草布地

『十誦律』:如草布地比尼

『僧祇律』:如草布地毘尼滅② 『根本有部律』:草掩毘奈耶

『根本有部律律摂』:草掩毘奈耶

南伝大蔵経:如草覆地法

本稿では「草覆地ヴィナヤ」という用語を用いる。

- (1) 大正 22 p.496 下や比丘戒本 p.555 上では「比尼」とする。以下同じ
- (2) 『僧祇比丘尼戒本』(大正 22 p.564 中)では「如草布地比尼」として「比尼」の語を用いている。憶念毘尼・不癡毘尼は「毘尼」であるから、「毘尼」と「比尼」が混用されているわけである。

[1-2] ところでこの七滅諍は、『パーリ律』の波羅提木叉では布薩の時に次のように誦されることになっている。

諸大徳よ、今この七滅諍法は誦出される。諍論の生起するたびにこれを静止し、滅除するために、現前ヴィナヤは与えられるべし(sammukhāvinayo dātabbo)、憶念ヴィナヤは与えられるべし(sativinayo dātabbo)、不癡ヴィナヤは与えられるべし(amūļhavinaye dātabbo)、自言治、多人語、覓罪相、如草覆地はなされるべし(paṭiññāya kāretabbaṃ, yebhuyyasikā, tassapāpiyyasikā, tiṇavatthārako)、と。

諸大徳、七滅諍法は誦出された。これについて我れが今諸大徳に問おう。この点について清浄なりや。再び問おう。この点について清浄なりや。三度び、問おう。この点について清浄なりや。今諸大徳はこの点について清浄なり。かるがゆえに黙然したまうなり。我、かくのごとくこれを了解す(1)。

ちなみに漢訳律のすべても紹介しておく。

『四分律』

諸大徳。是七滅諍法。半月半月説戒經中來。若有諍事起。即應除滅

應與現前毘尼。當與現前毘尼

應與憶念毘尼。當與憶念毘尼

應與不癡毘尼。當與不癡毘尼

應與自言治。當與自言治

應與覓罪相。當與覓罪相

應與多人覓罪。當與多人覓罪

應與如草覆地。當與如草覆地

諸大徳。我已説七滅諍法。今問。諸大徳。是中清淨不如是三説諸大徳。是中清淨。默然故。是事如是持(2)

『五分律』

諸大徳。是七滅諍法。半月半月戒經中説

應與現前毘膩人。當與現前毘膩

應與憶念毘膩人。當與憶念毘膩

應與不癡毘膩人。當與不癡毘膩

應與自言持人。當與自言持(3)

應與覓罪相人。當與覓罪相

應與覓罪相人(4)。當與多覓罪相

種種僧中諍事生如草布地。除滅應當學|

諸大徳。已説七滅諍法竟。今問。諸大徳。是中清淨不。如是三説諸大徳是中清淨。默然 故。是事如是持(5)

『十誦律』

諸大徳。是七滅諍法。半月半月波羅提木叉中説

應與現前毘尼人。當與現前毘尼

應與憶念毘尼人。當與憶念毘尼

應與不癡毘尼人。當與不癡毘尼

應與自言治人。當與自言治

應與覓罪相人。當與覓罪相

應與多覓罪相人。當與多覓罪相

種種僧中諍事起。如草布地除滅。應當學|

諸大徳。已説七滅諍法。今問諸大徳。是中清淨不。第二第三亦如是問諸大徳。是中清淨 默然故是事如是持(6)

『僧祇律』

諸大徳。是七滅諍法。半月半月次説波羅提木叉

若隨事隨順人。應與現前比尼人。與現前比尼

應與憶念比尼人。與憶念比尼

應與不癡比尼人。與不癡比尼

應與自言治比尼人。與自言治比尼

應與覓罪相比尼人。與覓罪相比尼

應與多覓罪相比尼人。與多覓罪相比尼

應與如草敷地比尼人。與如草敷地比尼

諸大徳。已説七滅諍法。今問諸大徳。是中清淨不。是中清淨不。是中清淨不。諸大徳。 是中清淨默然故。是事如是持七滅諍竟(7)

『根本有部律』

諸大徳。此七滅諍法。半月半月戒經中説。攝頌曰

現前并憶念不癡與求罪 多人語自言草掩除衆諍

應與現前毘奈耶當與現前毘奈耶

應與憶念毘奈耶當與憶念毘奈耶

應與不癡毘奈耶當與不癡毘奈耶

應與求罪自性毘奈耶當與求罪自性毘奈耶

應與多人語毘奈耶當與多人語毘奈耶

應與自言毘奈耶當與自言毘奈耶

應與草掩毘奈耶當與草掩毘奈耶

若有諍事起。當以七法順大師教。加法如律而除滅之諸大徳。我已説七滅諍法。今問諸 大徳。是中清淨不如是三說諸大徳。是中清淨默然故。我今如是持(8)

なお先にも記したように、『パーリ律』の波羅提木叉では「多人語」が「覓罪相」よりも前に置かれているが、他の漢訳律すなわち『四分律』『五分律』『十誦律』『僧祇律』『根本有部律』は「覓罪相」の方が「多人語」よりも前に置かれていることが注意される。さらに『根本有部律』の場合は「自言」の順序が後の方にずれ込んでいる。

また『パーリ律』では「与えられるべし」とされるのは、'vinaya'が付される滅諍法である現前ヴィナヤ、憶念ヴィナヤ、不癡ヴィナヤのみであるが、他の漢訳律は'vinaya'の語が付される、付されないにかかわらず、すべての滅諍法は「当与」とされている。

- (1) Vinaya vol.IV p.207
- (2) 大正 22 p.1022 上
- (3) ここでは「自言持」とするが、「持」を使うのはここだけであるから、「自言治」の誤りであろう。
- (4) これは「多覓罪相人」とすべきであろう。なお『五分律』の経分別の部分では「多人語」 という語が用いられている。またここには「覓罪相」にあたる部分が欠落している。大正 22 p.077 中
- (5) 大正 22 p.205 下
- (6) 大正 23 p.478 中
- (7) 大正 22 p.555 上
- (8) 大正 24 p.507 中

[1-3] なお議論を先取りするようであるが、「七滅諍法」のなかで羯磨と関係するものは、憶念ヴィナヤにおいて行われる憶念ヴィナヤ羯磨(求聴羯磨を受けて行われる白四羯磨) (1) と、不癡ヴィナヤにおいて行われる不癡ヴィナヤ羯磨(求聴羯磨を受けて行われる白四羯磨) (2) と、覓罪相ヴィナヤにおいて行われる覓罪相ヴィナヤ羯磨(白四羯磨) (3) の3つである。

また自言治ヴィナヤは罪の告白が一比丘に対してなされる場合と、衆多の比丘たち (sambahule bhikkhū) に対してなされる場合と、サンガ (saṃghaṃ) に対してなされる場合があり、このサンガに対してなされる場合は聡明有能なる比丘の表白によって解決される という形式をとるから、これは単白羯磨による解決と見ることができる ⑷。 ただしいずれの律においても、これを羯磨と明言することはない。

草覆地ヴィナヤにおいては二派に分かれたそれぞれのグループにおいて懺悔和解することが同意された後に、一処に集まったサンガのなかで白二羯磨によって決着がつけられるような形式がとられるからこれも羯磨であろうが、「滅諍犍度」においてはこれも「羯磨」と呼ばれていない(5)。もっとも『四分律』の「瞻波犍度」においては「如草覆地羯磨」という用語が見いだされる(6)。

なお多人語ヴィナヤはもちろんサンガにおいて行い、行籌人を白二羯磨によって選任して

行うのであるが、多数決を行うのは全員一致が期待できないが故であり、全員一致してこそ 羯磨であるのであるから、羯磨という認識は持たれていないはずである。しかし『五分律』 には「多人語羯磨」という用語が見いだされ (7) 、多人語毘尼滅はこれによって滅するもの とされているが、多人語を羯磨とするのはここだけであるから、これも言葉の綾で用いられ たものにすぎないと理解すべきであろう。

また現前ヴィナヤは、現代の仕組みからいえば民事事件においては紛争の当事者からの事情聴取や和解・調停、刑事事件においては捜査から取り調べ、そして公訴された後の公判廷における審判など、判決に至るまでの一切の準備作業を含むが、常に要請されるのは法現前・律現前・人現前のみであって、「サンガ現前」が要請されるのは、これらの作業がサンガとして行われる時のみである。要するにサンガとしての公式な場で行われる前に、個人ないしは2、3人の衆による紛争解決の努力がなされるのであって、これがサンガに公訴されるというのは最終的な手段であるということができる。

そして「サンガ現前」して現前ヴィナヤが行われる場合には、もちろんサンガとしての作業が行われるわけであるが、これは事実確認や調停・裁判などの作業であって、サンガとしての意思と行為を決定するものではないから、羯磨という認識は持たれていない。このような作業の後にサンガとしての意思を決定する必要があれば、その時に改めて憶念ヴィナヤ羯磨・不癡ヴィナヤ羯磨・覓罪相ヴィナヤ羯磨などが行われるが、これはその判決に相当するということができる。

- (1) *Vinaya* vol. II pp.080、100。特に p.100 では 'sativinaya kamma' という語が見いだされる。『四分律』では堪能羯磨者が行うことになっている(大正 22 p.914 上)。
- (2) *Vinaya* vol. II p.081 (白四羯磨の方法が説かれているが、'amūļhavinaya'とされるのみで、不癡毘尼羯磨という用語は見いだされない)、『四分律』には「不癡毘尼白四羯磨」という用語が見いだされる(大正 22 p.914 中)。
- (3) Vinaya vol. II pp.085、101(両方に、'tassapāpiyyasikākamma'という用語が見いだされる)。なお SN.8-90 vol.IV p.347 にも見いだされる。ここには覓罪相羯磨を受けた者の義務である八法が説かれる。これは「具足戒を授けるべからず、依止を与えるべからず、沙弥を蓄えるべからず、比丘尼教誡の選を受けるべからず、選ばれるとも比丘尼を教誡すべからず、いずれのサンガの選を受けるべからず、いずれの別処にも任じられるべからず、その根本によって出罪を受けるべからず(na ca tene mūlena vuṭṭāpetabbaṃ)」である。アッタカターはこの部分を「その根本によって出罪を受けるべからずというのは、その根本をなして出罪の羯磨をなすことが得られないということである(taṃ mūlaṃ katvā abbhānakammaṃ kātuṃ na labhati)」としている(vol.IV p.160)。『四分律』には「罪処所白四羯磨」という用語が見いだされる(大正 22 p.915 中、下)。
- (4) Vinaya vol. II p.103
- (5) Vinaya vol. II p.087以下
- (6) 大正 22 p.888 下
- (7) 大正 22 p.154 下

[1-4] なお七滅諍には罰則が付されていない。波羅夷、僧残、捨堕、波逸提、波羅提提舎尼の場合は、波羅提木叉の条文の文章中に当該の罪に相当する行為が波羅夷 (1) 、僧残 (2) 、捨堕 (3) 、波逸提 (4) 、波羅提提舎尼 (5) であることが明記されているから、罰則は明瞭に示されているわけである。しかし衆学は、例えば『パーリ律』のその第1条は、

「我全円を覆うように内衣を着すべし」との規律は守られるべし(sikkhā karaṇīyā)。 とされるのみで、この中に罰則に相当する言葉は含まれていない。しかしそれを義釈する中 でこれに違反する者は突吉羅(dukkaṭa)であることが示される。

ところで衆学以外の学処は「してはならない行為」が示され、それを行うとそれ相応の罰に処せられるという禁止条項であるが、衆学はむしろ何々を「なすべし」という勧奨条項のように示されるのが普通である。もっとも「覆面した者に法を説かざるべし」というのは実質上は禁止条項であるが、文書表現上は勧奨条項的に示される。したがって提舎尼以上のものとは基本的に異なるといわなければならない。

そしてこの滅諍法の示され方も、例えば現前毘尼を与えるべきものには、現前毘尼を与えるべしというようになっているから、衆学と同様に勧奨型の条文であるということができる。 いわば「作持戒」に相似するわけである。

ところで犍度の中に含まれる規定は文字通り「作持戒」であって、「比丘らよ、請を受けて具足戒を授けることを許す」のように示される。そしてこれに違反する場合は、「請を受けないで、具足戒を授けるべからず。具足戒を授けるものは突吉羅(dukkaṭa)に堕す」と罰則が示される ⑥。

このように衆学と、作持戒に違反する者の罰則は原則として「突吉羅」であるから(7)、滅諍法に違反する場合の罰則も「突吉羅」であると考えることもできる。しかし罰は原則として個人に与えられるべきものであって、衆やサンガに対して与えられるべきものではないから、もしこの滅諍法の違反行為が突吉羅であるとするならば、その罰に処せられるのはこれを責任を持って遂行すべきサンガのリーダーであるとすることができるであろう。ただしこの点ははっきりしない(8)。

- (1) 例えば第1条は、「いずれの比丘といえども、……不浄法を行ずれば……波羅夷にして共住すべからず」というように示される。
- (2) 例えば第1条は、「故意に不浄を漏らせば夢中を除き僧残である」というように示される。
- (3) 例えば第1条は、「比丘が衣を終わり、迦絺那衣を捨て終わった後は、10日をかぎって蓄えてもよい。もしそれを過ぎれば捨堕である」というように示される。
- (4) 例えば第1条は、「故意の妄語は波逸提である」というように示される。
- (5) 例えば第1条は、「いずれの比丘といえども、非親里の比丘尼の手から食を自分の手によって受けて食すれば、この比丘は告白すべし(paţidesetabbaṃ)」というように示される。波羅提提舎尼の原語は'pāţidesaniya'であるから、「告白すべし」が罰則に相応するわけである。
- (6) Vinaya vol. I p.057
- (7) 例外的に突吉羅以外の罰とされるものもある。例えば次のようなものである。「衣犍度」には「外道のごとく裸行 (naggiya) を行うものは偸蘭遮」 (『パーリ律』vol. I p.305、『四分律』大正22 p.868上、『五分律』大正22 p.138上、『十誦律』大正23 p.197下)、「薬犍度」には「人肉を食うべからず (na manussamaṃsaṃ paribhuñjitabbaṃ)。食う者は偸蘭遮」 (『パーリ律』vol. I p.216~218、『四分律』大正22 p.869上、877上、『五分律』大正22 p.148下、『十誦律』大正23 p.186上)、「小事犍度」には「自ら男根 (aṅgajāta) を断ずるべからず。断ずる者は偸蘭遮」 (『パーリ律』vol. II p.110、『十誦律』大正23 p.269中)、「布薩犍度」には「その住処の比丘にして未だ来たらざる者のあることを知りながら、不和合を願いて (bhedapurekkhāra) 波羅提木叉を誦すべからず。誦す者は偸蘭遮」 (『パーリ律』vol. I p.131) というものがある。

- (8) 平川氏の『250戒の研究IV』ではこの問題には触れられていないようである。
- [2] これら滅諍法がどのようなものであるかは節を改めて論じることにするが、先の四種類の諍事とこの七滅諍法の関係は次のようになっている。すなわちどの種類の諍事がどの滅諍法で滅されるかという関係である。なお1つの種類の諍事に複数の滅諍法があるのは、そのケースによって適用される滅諍法が異なるということであって、同一のケースに2つの滅諍法があるという意味ではない。
- [2-1] 諍事の種類別に各律の説くところを示す。なお「現前ヴィナヤ+憶念ヴィナヤ」と示したものは、現前ヴィナヤが行われた後に憶念ヴィナヤが行われるということであって、憶念ヴィナヤは現前ヴィナヤを抜きにして、独立にはなされないということを示す。なお滅諍法の用語は『パーリ律』の場合は筆者の用語を用いるが、漢訳律についてはそれぞれの律が用いているものを用いた。

①諍論諍事

『パーリ律』:現前ヴィナヤのみ

現前ヴィナヤ+(断事人)+多人語ヴィナヤ

『四分律』:現前毘尼のみ

現前毘尼+(断事人)+多人覓罪

『五分律』:現前比尼のみ

現前比尼+(断事人)+多人語

『十誦律』:現前比尼のみ

現前比尼+(烏廻鳩羅)+多覓比尼

『僧祇律』:現前毘尼

多覓毘尼

布草毘尼 (1)

『薩婆多毘尼毘婆沙』 (2) : 現前毘尼

現前毘尼+多覓 現前毘尼+布草

『根本有部律律摂』:現前

多人語毘奈耶

②告発諍事

『パーリ律』:現前ヴィナヤ+憶念ヴィナヤ

現前ヴィナヤ+不癡ヴィナヤ 現前ヴィナヤ+覓罪相ヴィナヤ

『四分律』:現前毘尼+憶念毘尼

現前毘尼+不癡毘尼

現前毘尼+罪処所毘尼(3)

『五分律』:現前比尼+憶念比尼

現前比尼+不癡比尼

現前比尼+本言治(4)

『十誦律』:現前比尼+憶念比尼

現前比尼+不癡比尼

現前比尼+実覓比尼(5)

『僧祇律』:憶念毘尼

不癡毘尼

『薩婆多毘尼毘婆沙』:現前毘尼+憶念

現前毘尼+不癡

現前毘尼+実覓

『根本有部律律摂』:現前

憶念

不癡

③犯罪諍事

『パーリ律』:現前ヴィナヤ+自言治

現前ヴィナヤ+草覆地法

『四分律』:現前毘尼+自言治

現前毘尼+草覆地

『五分律』:現前比尼+自言

現前比尼+草布地

『十誦律』:現前比尼+自言比尼

現前比尼+布草比尼 (6)

『僧祇律』:自言毘尼

覓罪相毘尼

『薩婆多毘尼毘婆沙』:現前毘尼+自言

『根本有部律律摂』:現前

自言

求罪自性

如草相掩

4事諍事

『パーリ律』:現前ヴィナヤ

『四分律』: すべての滅諍法

『五分律』:七事滅

『十誦律』:現前毘尼

『僧祇律』:七滅諍

『薩婆多毘尼毘婆沙』:現前毘尼

『根本有部律律摂』:和合僧伽當爲除殄

このうち『僧祇律』は例えば諍論諍事の滅法は「相言諍事用三毘尼一一滅。何等三。現前毘尼滅、多覓毘尼滅、布草毘尼滅」 (7) として、現前毘尼滅、多覓毘尼滅、布草毘尼滅の3者はそれぞれ独立しているように書かれている。それぞれの具体的な滅し方を解説するところでもそうである。また告発諍事の場合には憶念毘尼と不癡毘尼を上げるのみで、「現前毘

尼」を掲げない。犯罪諍事の場合も同様である。

しかし他の律は、現前ヴィナヤ以外の多人語ヴィナヤなどの滅諍法は、すべて現前ヴィナヤに加えて当該の滅諍法で滅するという形での滅諍法とされている。そこで「現前毘尼+多 覚毘尼」と表記したのである。『根本有部律律摂』は例えば諍論諍事の滅法は「評論諍以二法滅、謂現前及多人語」と記しており、現前毘尼と多人語は独立しているように書かれているが、これにはすべての種類の諍事に「現前」が含まれているから、『僧祇律』以外の広律と同じ立場に立つものと考えてよいであろう。

しかし後に詳しく考察するように、「現前ヴィナヤ」は事実関係の審理や調停作業あるいは裁判などを含むものであって、これのみによって滅するのは「諍論諍事」のみであって、他の種類の諍事はすべてまず現前ヴィナヤによって事実関係の審理や調停が進められて、一定の結論に達した時に別の滅諍法に進むという段取りになる。したがって他の6つの滅諍法は必ず先に現前ヴィナヤという基礎・準備作業が必要であるということになる。端的にいえば、多人語ヴィナヤなどの6つの滅諍法はこれらのみで機能するのではなく、その前段階としての現前ヴィナヤがあってこそ機能するということである。

また諍論諍事の多人語ヴィナヤによって調停される場合には、その前に必ず「断事人」による調停が試みられることになっている。第2結集に先立つヴェーサーリーの比丘らの主張する「十事」の事件を裁断したあの「断事人」である。律蔵における諍論諍事の解決法として「断事人」が表面に上げられることはないが、ここでは裏面にあるものを筆者が掬い出して記したのである。そこで「現前ヴィナヤ+(断事人)+多人語ヴィナヤ」というような表記法をとった。

- (1) 大正 22 p.334 下では「如草布地毘尼」という用語を用いている。
- (2) 名目を上げるのみで、解説はない。以下同じ。大正 23 p.564 下
- (3) 波羅提木叉の七滅諍法のところでは「覓罪相」を用いるが、「滅諍犍度」のところでは「罪処所滅諍法」という語を用いる。
- (4) 波羅提木叉の七滅諍法のところでは「覓罪相」を用いるが、「滅諍犍度」のところでは「本言治」という語を用いる。
- (5) 波羅提木叉の七滅諍法のところでは「覓罪相」を用いるが、「滅諍犍度」のところでは「実覓比尼」という語を用いる。
- (6) 波羅提木叉の七滅諍法のところでは「如草布地」を用いるが、「滅諍犍度」のところでは「布草比尼」という語を用いる。
- (7) 大正 22 p.327 中

[2-2] 律蔵によって、4つの種類の諍事を滅するための滅諍法に相違があることも注意される。

諍論諍事は『僧祇律』以外の広律は現前ヴィナヤのみと、現前ヴィナヤ+多人語ヴィナヤの2法によって解決するとされるに拘わらず、『僧祇律』は布草毘尼をくわえて、現前毘尼、多覚毘尼の3法によって解決するとする。『薩婆多毘尼毘婆沙』も同じである。ただしこれは多覚と布草は先に注意したように、現前+多覚あるいは現前+布草という形となっている。

告発諍事は他の広律は現前ヴィナヤ+憶念ヴィナヤ、現前ヴィナヤ+不癡ヴィナヤ、現前 ヴィナヤ+覚罪相ヴィナヤという3法によって解決するとされるが、『僧祇律』は憶念毘尼 と不癡毘尼の2つしか上げない。覚罪相ヴィナヤが除外されているわけである。『根本有部 律律摂』も現前と憶念と不癡を上げるのみで、これにも覓罪相ヴィナヤが含まれない。

犯罪諍事は他の広律は、現前ヴィナヤ+自言治ヴィナヤと現前ヴィナヤ+草覆地ヴィナヤの2法によって滅すべきものとされるが、『僧祇律』は自言毘尼と覓罪相毘尼の2法を上げる。他の広律の上げる草覆地ヴィナヤは諍論諍事の解決法とするからこれには含まれないのであり、覓罪相ヴィナヤは他の広律は告発諍事の解決法とするに拘わらず、この律ではこの犯罪諍事の解決法とするわけである。なお『薩婆多毘尼毘婆沙』は現前毘尼+自言の1法しか上げない。布草は諍論諍事の解決法とするからである。これに対して『根本有部律律摂』は現前の他に、自言と求罪自性と如草相掩の3法を上げる。一般的な広律では告発諍事の解決法とされる求罪自性(覓罪相ヴィナヤ)がここに含まれるわけである。

羯磨諍事は2つに分かれる。1つは現前ヴィナヤで滅するとし、もう1つは七滅諍法のすべてで滅するとする。前者は『パーリ律』『十誦律』『薩婆多毘尼毘婆沙』『根本有部律律摂』であり、後者は『四分律』『五分律』『僧祇律』である。

以上のように4つの種類の諍事を7つの滅諍法のどれで滅するかという解釈が律によって 異なる。これは大きな問題であるが、これについては7つの滅諍法の実際を調査した後に考 察することにする。